

評議員及び役員の報酬並びに費用弁償等に関する規程

社会福祉法人 函 館 緑 風 会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人函館緑風会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき評議員及び理事の報酬並びに費用弁償に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務執行に伴い発生する日当、交通費（理事会等の出席を含む。）及び旅費等の経費をいう。
報酬とは、明確に区別されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、常勤役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は月額として支給する。
- 3 常勤理事で使用者としての立場を有する者に対しては、報酬を支給しない。
- 4 非常勤理事で月に数回、定期的に法人で業務を行う理事に対して、その職務執行の対価として別表1(2)「非常勤役員俸給表」に定める報酬を月額として支給する。
- 4 常勤役員が退職した場合には、退職手当は支給しないものとする。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間30,000千円以内とする。

- 2 この法人の全監事の報酬総額は、年間12,000千円以内とする。
- 3 この法人の常勤役員の報酬月額は、別表1(1)「常勤役員俸給表」に定めるとおりとする。
- 4 各々の常勤役員の報酬月額は、「常勤役員俸給表」のうちから、評議員会の承認を得て決めるものとする。

(費用弁償)

第5条 この法人は、役員、評議員及び評議員選任・解任委員が理事会並びに評議員会等に出席し、その職務の執行に当たって発生した費用については、別表2「役員、評議員及び評議員選任・解任委員の費用」に定めた金額を支払う。

- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は当法人の「通勤手当」に準ずる。

3 役員及び評議員には、出張に要する旅費を当法人の「旅費規則」に準じて出張費として支給することができる。

なお、これを請求のあった日から遅滞なく支払うのとし、又、前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

(報酬等の支給日)

第6条 常勤役員の報酬等は、毎月25日に支払うものとする。

なお、支給日が休日若しくは金融機関の休業日にあたる場合は、前日に繰り上げて支払う。

2 役員及び評議員の費用並びに旅費は、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬は、通貨で直接本人にその金額を支払うものとする。ただし、本人の申し出により、本人が指定する金融機関の本人名義の預金口座に振り込むものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額が本人の申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(役員及び評議員の功労金品)

第8条 法人の運営と発展に貢献し、功績の著しい退任する役員及び評議員に対し、功労金品を贈ることが出来る。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補足)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表 1

〔役員 の 俸給表〕

(1) 常勤役員俸給表 平成 29 年 4 月 1 日

号俸	俸給月額 (円)	号俸	俸給月額 (円)	号俸	俸給月額 (円)
1	200,000	7	320,000	13	440,000
2	220,000	8	340,000	14	460,000
3	240,000	9	350,000	15	480,000
4	260,000	10	380,000	16	500,000
5	280,000	11	400,000		
6	300,000	12	420,000		

(2) 非常勤役員俸給表 平成 29 年 4 月 1 日

号俸	俸給月額 (円)	号俸	俸給月額 (円)	号俸	俸給月額 (円)
1	50,000	7	120,000	13	180,000
2	60,000	8	130,000	14	190,000
3	70,000	9	140,000	15	200,000
4	90,000	10	150,000	16	210,000
5	100,000	11	160,000	17	220,000
6	110,000	12	170,000		

別表 2

〔役員、評議員及び評議員選任・解任委員の費用〕

(1) 理事会等の出席 (日当は、当法人「旅費規則」に準じた額とする。)

- ① 日 当 1人一律 7,000円を支給する。
- ② 交通費 1人一律 2,000円を支給する。

(2) 旅 費

当法人の「旅費規則」に準じて支給する。